

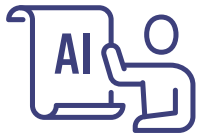
社労士法人 TOPIC

人材育成への取り組みの紹介

社労士法人では、多くのお客様から人材育成に関するご相談をいただいておりますが、当法人での取り組みを一部紹介します。より質の高いサービス提供を目指し、生成AI研修と新入社員OJTプログラムの刷新を行い人材育成をさらに加速させていきます。

01

生成AI研修の実施



当グループでは、今年4月より全3回構成の生成AI研修を開始します。実験的な取り組みですが、当グループにフィットしたAI活用法を見出す一歩になるのではと考えています。

本研修では次の3点を中心に学びます。

- AIリテラシーの基礎理解
- 生成AIツールの実践的な操作
- 日常業務での具体的な活用事例の共有

これらを通じ、従業員が日常業務でAIを適切に活用することで、生産性向上を目指します。専門性を高めながら、AIの活用によってサービス品質のさらなる向上を図ってまいります。

02

新入社員OJTプログラムの刷新



新入社員向け育成プログラムを全面的に見直し、OJT期間修了後にあるべき状態を明確化しました。これにより、業務スキルの平準化と早期戦力化を図ります。

実務経験豊富な先輩社員がトレーナーを担当し、次の役割を担います。

- 業務知識の確認
- 個人の習熟度に応じたスケジュール調整
- 週1回のフォロー面談による進捗・定性面のサポート

また、内部・外部研修の積極的な活用や実案件への早期参画により、職場への円滑な適応を支援します。

税理士法人 TOPIC

元気な今しかできないこと

令和7年12月18日に税理士法人代表 内藤克による原案・監修の小説「争族なんて聞いてない! 新米税理士、初仕事は女たちの戦場で」を刊行しました。

本作に登場する相続トラブルは、誰かが極端に悪人だから起きているわけではありません。長男の焦り、姉の不安、突然現れる愛人や隠し子、その背景には、事前に共有されていなかった情報があります。レビューでも「相続が争族にならないよう、生前の話し合いが大切」と指摘されています。争族は感情ではなく準備不足から生まれるもの。元気な今だからこそできる、財産や想いの整理、そして、家族に何を、どう伝えるべきなのか。そのヒントと実務の視点を、この一冊に詰め込みました。





不動産購入による相続税対策、 いよいよ打つ手なし？

税理士法人代表 税理士 内藤 克

相続税対策の「定番」が、いよいよ封じ込められようとしています。賃貸不動産を購入して相続税評価額を圧縮する——長年、多くの資産家が活用してきたこの手法に対し、税制改正でいわゆる「5年ルール」が導入される予定です。

これまで相続対策では、現金を賃貸マンションなどの不動産に換えることで評価額を大きく下げることができました。現金は額面どおり評価されますが、不動産は路線価や固定資産税評価額で計算され、さらに貸家・貸家建付地の評価減も適用されます。そのため、購入価格に比べて相続税評価額が半分以下になることも珍しくありませんでした。

ところが今回の改正では、相続開始前5年以内に取得した賃貸不動産につ

いて、この評価圧縮の効果が大きく制限される見込みです。いわば「駆け込み不動産対策」を封じる仕組みです。相続直前に不動産を購入し、評価額だけを下げるといった節税スキームに歯止めをかける狙いがあるといわれています。

もっとも、本質的な問題は別のところにあります。相続対策として購入された賃貸不動産は、必ずしも残された家族にとって望ましい財産とは限りません。地方の収益物件や老朽化したアパートなど、相続した瞬間から管理や修繕の負担を抱えるケースも少なくありません。

実際、若い世代の価値観は大きく変化しています。管理の手間がかかる不動産よりも、流動性が高く自由度の高い資産を望む傾向が強くなっています。親世代が節税目的で購入した物件を、相続人が損をして手放してしまうケースも多くなります。

これからの相続対策は、単に税金を減らすための資産構成ではなく、残された家族が本当に引き継ぎたいと思う財産を残すという発想が変わっていく必要があります。税制改正は、その転換を促しているのかもしれない。



所有不動産記録証明制度 はじまる（法務省）

司法書士事務所 司法書士 西田 誠

令和6年4月1日からの相続登記の義務化に伴って、被相続人名義の不動産を把握しやすくし、相続登記の登記漏れを防ぐ観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について一覧的にリスト化して証明書として交付する制度がはじまりました。令和8年2月2日から施行されています。

1. 請求できる人

- ・ 所有権の登記名義人（法人を含みます）
- ・ 上記の相続人その他の一般承継人（法人を含みます）

2. 請求方法

全国の法務局、地方法務局、その支局、出張所に書面又はオンラインで請求できます。また、書面で請求する場合には、郵送での請求も可能となります。

3. 必要書類

請求書に実印を押印して、印鑑証明書が必要になります。書面申請のときは、運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類のコピーを添付して、窓口

でその原本の提示が必要になります。

相続人やその他の一般承継人が請求する場合は、相続関係を証する戸籍謄本、法定相続情報一覧図などが、法人が請求する場合は承継を証する書面として会社法人等番号などが必要になります。

4. 登記官の検索

登記官が、請求された検索条件をもとにシステムで検索します。

この検索条件の例としては、以下のが想定されますが、それを証する情報（戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票、会社法人等番号など）が必要になる場合があります。

1. 現在の氏名及び住所
2. 過去の氏名及び住所
3. 外国人が氏名及び住所に加えて、ローマ字氏名
4. 法人が名称及び住所に加え、会社法人等番号

5. 手数料

1つの検索条件につき1通あたり、書面申請で1,600円。オンライン申請の郵送交付で1,500円、窓口交付で1,470円となります。

6. 受領方法

窓口での受領又は郵送による受領が選択でき、郵送による場合は、返信用封筒と切手が必要になります。



進まない 女性活躍を考える

社会保険労務士法人代表 社労士 戸澤 摂子

労働力人口の減少に伴う人材不足が日本全体の課題となっており、2000年代以降はダイバーシティの推進が広がり、とりわけ女性労働者の活用は重要なテーマとして位置づけられてきました。2015年には、女性活躍推進法が10年間の時限法として制定されましたが、昨年の改正により、さらに10年間の延長が決まりました。

2015年頃の状況

日本の労働力人口が大幅に減少し始めた時期、第2次安倍内閣は女性を「日本最大の潜在力」と位置づけました。女性の就業率は一定の伸びを見せていたものの、キャリア継続は依然として難しく、管理職や役員に占める女性割合は国際的に見てもきわめて低い水準でした。この状況を打開するべく、女性活躍推進法が制定され、企業にも計画的な取り組みが求められるようになりました。

制定から10年後の現状

法施行から10年が経過し、政府目標のうち「半分は達成、半分は未達」で、

「数」は増えたが「質」が十分でないという現状です。

達成した点：

- ・ 就業率の大幅上昇（64.6%→74.1%）
- ・ 出産後の離職率減少（約57%→約30%）

課題として残る点：

- ・ 女性管理職比率：課長目標18%に対し実績16%
- ・ 男女賃金格差：国際比較でも依然として大きい

今後に向けた取り組み

まず必要なのは、女性管理職比率や男女賃金差異について、根本的な要因を丁寧に分析することです。今年4月より101人以上の企業に対し、これらの数値の公表が義務化され、課題の分析も努力義務となりました。私自身も、社労士として女性管理職比率の要因分析等に取り組みたいと考えています。女性管理職のロールモデルの少なさや、ライフイベント経験後のキャリア意識の変化など、皆さまのご協力を得ながら実態把握をし、微力ながらもこれからの日本の労働力不足に貢献できるような取り組みをしてみたいと考えています。

【編集発行】



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<https://s-arc.com/>

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541